

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月15日

【四半期会計期間】 第100期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社広島銀行

【英訳名】 The Hiroshima Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 角 廣 勲

【本店の所在の場所】 広島市中区紙屋町一丁目3番8号

【電話番号】 広島(082)247局5151番

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 池 田 晃 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
株式会社広島銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3273局0585番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 木 島 睦 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社広島銀行松山支店
(松山市南堀端町6番地5)

株式会社広島銀行岡山支店
(岡山市北区磨屋町1番3号)

株式会社広島銀行東京支店
(東京都中央区日本橋一丁目13番1号)

株式会社広島銀行大阪支店
(大阪市中央区北浜三丁目2番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度中間	平成21年度中間	平成22年度中間	平成20年度	平成21年度
		連結会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	連結会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	連結会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	77,999	67,609	72,394	157,611	138,744
うち連結信託報酬	百万円	77	81	86	164	179
連結経常利益	百万円	2,471	8,653	12,504	13,997	19,220
連結中間純利益	百万円	1,093	5,065	7,110		
連結当期純利益	百万円				7,188	11,079
連結純資産額	百万円	279,860	293,030	313,423	266,943	302,919
連結総資産額	百万円	6,045,955	6,132,264	6,317,009	6,228,006	6,365,855
1株当たり純資産額	円	402.09	425.40	458.77	383.15	441.69
1株当たり中間純利益金額	円	1.75	8.19	11.51		
1株当たり当期純利益金額	円				11.57	17.93
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円			11.51		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	4.1	4.2	4.4	3.8	4.2
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.39	11.36	11.47	10.96	11.54
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	89,036	32,265	77,674	204,886	153,551
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	65,673	23,531	50,025	266,951	119,197
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	892	4,715	32,093	1,284	6,907
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	205,791	126,526	145,505	122,527	149,998
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,457 〔1,287〕	3,451 〔1,441〕	3,451 〔1,425〕	3,392 〔1,310〕	3,385 〔1,414〕
信託財産額	百万円	42,725	51,268	39,679	45,619	42,837

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
なお、平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間、平成20年度及び平成21年度は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第98期中	第99期中	第100期中	第98期	第99期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	77,347	66,977	72,010	156,598	137,245
うち信託報酬	百万円	77	81	86	164	179
経常利益	百万円	1,883	7,846	11,806	13,072	17,562
中間純利益	百万円	1,119	4,826	6,987		
当期純利益	百万円				7,445	10,575
資本金	百万円	54,573	54,573	54,573	54,573	54,573
発行済株式総数	千株	625,266	625,266	625,266	625,266	625,266
純資産額	百万円	247,316	260,468	280,544	234,636	270,124
総資産額	百万円	6,077,027	6,161,469	6,326,503	6,259,163	6,395,397
預金残高	百万円	5,045,031	5,200,767	5,332,896	5,263,620	5,440,059
貸出金残高	百万円	4,339,392	4,290,668	4,340,333	4,427,308	4,354,076
有価証券残高	百万円	1,226,619	1,422,401	1,577,328	1,383,179	1,537,660
1株当たり純資産額	円	398.24	421.50	454.23	379.66	437.36
1株当たり中間純利益金額	円	1.79	7.81	11.31		
1株当たり当期純利益金額	円				11.98	17.11
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円			11.31		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	3.50	2.50	2.50	7.00	5.00
自己資本比率	%	4.0	4.2	4.4	3.7	4.2
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.67	11.64	11.75	11.24	11.82
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,207 〔1,163〕	3,214 〔1,327〕	3,220 〔1,324〕	3,151 〔1,188〕	3,154 〔1,306〕
信託財産額	百万円	42,725	51,268	39,679	45,619	42,837
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第98期中(平成20年9月)、第99期中(平成21年9月)、第98期(平成21年3月)及び第99期(平成22年3月)は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,451 [1,425]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、連結会社以外への出向者201人を除く就業人員であり、嘱託及び従業員換算後の臨時従業員1,415人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,220 [1,324]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、出向者280人を除く就業人員であり、嘱託及び従業員換算後の臨時従業員1,315人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成22年度第2四半期のわが国経済は、輸出や生産活動が前年を上回って推移し、政策効果から耐久消費財を中心に個人消費が持ち直したことから、景気に緩やかな改善の動きがみられたものの、急激な円高の進行や、厳しい雇用・所得環境のなかでデフレ状態が続くなど、景気の先行きに対する不透明感が強まりました。

当地方の経済は、全国と同様に、堅調な輸出や生産活動を主因に企業業績が幾分持ち直しましたが、厳しい雇用環境が続いたことから個人消費は総じて緩やかな回復にとどまり、全体として回復のテンポは緩慢なものとなりました。

金融面では、短期金利は、日本銀行が低金利政策を続けたことから、0.1%前後で推移しました。長期金利は、景気の先行き不透明感やデフレの長期化懸念などから、0.9%～1.1%台の低水準で推移しました。

このような経済金融環境のなかで、当四半期連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

連結財政状態につきましては、貸出金は、地元のお取引先の資金需要に積極的に対応しました結果、事業性貸出等及び個人ローンがともに増加し、前年同四半期連結会計期間末比497億円増加の4兆3,403億円となりました。預金等（譲渡性預金を含む）は、地域に密着した営業を展開しました結果、個人預金及び法人預金がともに増加し、前年同四半期連結会計期間末比1,394億円増加の5兆5,244億円となりました。有価証券は、国債の増加を主因に前年同四半期連結会計期間末比1,549億円増加の1兆5,769億円となりました。

連結経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息の減少を主因に資金運用収益が減少しましたが、役務取引等収益及びその他業務収益が増加したことから、前年同期比28億88百万円増加し、369億91百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息の減少を主因に資金調達費用が減少しましたが、その他業務費用が増加したことなどから、前年同期比17億72百万円増加し、327億22百万円となりました。この結果、経常利益は、前年同期比11億16百万円増益の42億68百万円、四半期純利益は、前年同期比5億90百万円増益の21億89百万円となりました。

「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

国内・海外別収支

資金運用収支は、20,180百万円となりました。

役務取引等収支は、3,736百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	20,005	255		20,261
	当第2四半期連結会計期間	19,934	245		20,180
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	24,561	356	356	24,561
	当第2四半期連結会計期間	23,464	298	298	23,464
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	4,556	100	356	4,300
	当第2四半期連結会計期間	3,529	52	298	3,283
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	49			49
	当第2四半期連結会計期間	46			46
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	3,634	14	378	3,241
	当第2四半期連結会計期間	4,081	4	339	3,736
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	6,144	0	393	5,750
	当第2四半期連結会計期間	6,454	0	345	6,110
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	2,509	15	15	2,508
	当第2四半期連結会計期間	2,373	5	5	2,373
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	158			158
	当第2四半期連結会計期間	279			279
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	158			158
	当第2四半期連結会計期間	279			279
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,830	0		1,830
	当第2四半期連結会計期間	1,215	0		1,215
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	3,347	0		3,347
	当第2四半期連結会計期間	7,005	0		7,005
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	1,517			1,517
	当第2四半期連結会計期間	5,790			5,790

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下「国内(連結)子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する(連結)子会社(以下「海外(連結)子会社」という。)であります。

3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、6,110百万円となりました。

役務取引等費用は、2,373百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	6,144	0	393	5,750
	当第2四半期連結会計期間	6,454	0	345	6,110
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	1,072			1,072
	当第2四半期連結会計期間	1,058			1,058
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,026			2,026
	当第2四半期連結会計期間	1,954			1,954
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	16			16
	当第2四半期連結会計期間	10			10
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	75			75
	当第2四半期連結会計期間	61			61
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	52			52
	当第2四半期連結会計期間	137			137
うち保護預り ・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	14			14
	当第2四半期連結会計期間	12			12
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	118		15	103
	当第2四半期連結会計期間	108		5	103
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	2,509	15	15	2,508
	当第2四半期連結会計期間	2,373	5	5	2,373
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	669			669
	当第2四半期連結会計期間	686			686

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益は、279百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	158			158
	当第2四半期連結会計期間	279			279
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	21			21
	当第2四半期連結会計期間	11			11
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	136			136
	当第2四半期連結会計期間	268			268
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	5,200,754	12	1,035	5,199,731
	平成22年9月30日	5,332,878	18	1,654	5,331,242
うち流動性預金	平成21年9月30日	2,748,366		1,022	2,747,344
	平成22年9月30日	2,891,091		1,636	2,889,455
うち定期性預金	平成21年9月30日	2,253,931			2,253,931
	平成22年9月30日	2,238,186			2,238,186
うちその他	平成21年9月30日	198,456	12	12	198,456
	平成22年9月30日	203,600	18	18	203,600
譲渡性預金	平成21年9月30日	185,435		165	185,270
	平成22年9月30日	193,383		165	193,218
総合計	平成21年9月30日	5,386,189	12	1,200	5,385,001
	平成22年9月30日	5,526,262	18	1,819	5,524,461

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。
4. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
5. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年 9月30日		平成22年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,278,668	100.00	4,340,333	100.00
製造業	766,041	17.90	748,983	17.26
農業, 林業	3,083	0.07	3,040	0.07
漁業	832	0.02	636	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	691	0.02	774	0.02
建設業	161,413	3.77	151,973	3.50
電気・ガス・熱供給・水道業	49,519	1.16	53,425	1.23
情報通信業	26,660	0.62	25,396	0.59
運輸業, 郵便業	197,922	4.63	215,906	4.97
卸売業, 小売業	517,540	12.10	513,212	11.82
金融業, 保険業	267,225	6.25	262,313	6.04
不動産業, 物品賃貸業	616,574	14.41	599,404	13.81
各種サービス業	359,939	8.41	368,300	8.49
地方公共団体	233,647	5.46	297,117	6.85
その他	1,077,569	25.18	1,099,845	25.34
海外及び特別国際金融取引勘定分	12,000	100.00		
政府等				
金融機関	3,000	25.00		
その他	9,000	75.00		
合計	4,290,668		4,340,333	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

○ 信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	50,168	97.86	38,661	97.43	41,767	97.50
有形固定資産	903	1.76	903	2.28	903	2.11
銀行勘定貸	196	0.38	114	0.29	166	0.39
現金預け金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	51,268	100.00	39,679	100.00	42,837	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	50,266	98.05	38,681	97.48	41,833	97.66
包括信託	1,001	1.95	998	2.52	1,003	2.34
合計	51,268	100.00	39,679	100.00	42,837	100.00

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間 百万円、当中間連結会計期間 百万円、
前連結会計年度 百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の取扱残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが、コールマネーが増加に転じたことを主因に前年同期比269億円増加の130億円、投資活動によるキャッシュ・フローが、有価証券の取得による支出の増加を主因に前年同期比411億円減少の 355億円、財務活動によるキャッシュ・フローが、前年同期比1億円増加の 105億円となりましたことから、現金及び現金同等物の当四半期連結会計期間末残高は、前年同期比190億円増加の1,455億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

国内経済は円高進行による輸出企業の業績悪化懸念やデフレ傾向の継続など、依然として先行き不透明であり、厳しい環境が続いております。地域経済も、国内経済と同様であり、景気の先行きは予断を許さない状況にあります。

このような環境下、当行は地域のリーディングバンクとして地元の中小企業への積極的な支援を中心として、健全で円滑な資金仲介機能を発揮することが最大の使命である、と考えております。当行が果たすべき役割の重要性をあらためて認識し、付加価値ある金融サービスの提供を通じて、より多くのお客さまに一層のご満足をいただけるよう益々の努力を続けてまいります。

加えて、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員一丸となってさらなる態勢強化に努めるとともに、金融犯罪の未然防止、説明義務の徹底など、お客さま保護への取組みを一層強化してまいります。

さらに、地域社会の一員として、本業を通じた地域経済への貢献を主軸とする中で、地域のお客さまに対する感謝の気持ちを込め、環境保全や社会貢献といったCSR活動にも積極的に取り組んでおります。その結果、地域社会と強い信頼関係で結ばれ、まっ先に相談される「ファースト・コール・バンク」となりますよう着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	49,908	52,986	3,078
経費(除く臨時処理分)	30,076	29,320	756
人件費	15,338	15,222	116
物件費	13,067	12,716	351
税金	1,670	1,381	289
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	19,831	23,666	3,835
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	19,831	23,666	3,835
コア業務純益	18,626	20,129	1,503
一般貸倒引当金繰入額	2,460	3,436	976
業務純益	17,371	20,229	2,858
うち債券関係損益	1,205	3,536	2,331
臨時損益	9,524	8,423	1,101
うち株式関係損益	660	4,529	3,869
うち不良債権処理損失	6,585	2,703	3,882
貸出金償却	6,222	847	5,375
個別貸倒引当金繰入額	170	1,696	1,526
その他の債権売却損等	192	159	33
経常利益	7,846	11,806	3,960
特別損益	177	122	55
うち固定資産処分損益	126	67	59
税引前中間純利益	7,668	11,683	4,015
法人税、住民税及び事業税	2,274	116	2,158
法人税等調整額	567	4,579	4,012
法人税等合計	2,842	4,696	1,854
中間純利益	4,826	6,987	2,161

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支
+ その他業務収支

2. コア業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 債券関係損益

3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.62	1.51	0.11
(イ) 貸出金利回	1.86	1.73	0.13
(ロ) 有価証券利回	1.09	1.13	0.04
(2) 資金調達原価	1.32	1.21	0.11
預金等利回	0.20	0.14	0.06
(3) 預貸金利鞘	0.57	0.55	0.02
(4) 総資金利鞘	-	0.30	0.30

(注) 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	15.00	14.58	0.42
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	15.97	17.14	1.17
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15.97	17.14	1.17
業務純益ベース	13.99	14.65	0.66
中間純利益ベース	3.88	5.06	1.18

(注) $ROE = \frac{〔コア業務純益〕、〔業務純益〕、〔中間純利益〕 / 183 \times 365}{〔期首純資産の部合計(新株予約権除き) + 期末純資産の部合計(新株予約権除き)] / 2}$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	5,200,767	5,332,896	132,129
預金(平残)	5,235,347	5,352,798	117,451
貸出金(末残)	4,290,668	4,340,333	49,665
貸出金(平残)	4,401,491	4,382,034	19,457

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	3,744,483	3,797,205	52,722
法人	1,315,889	1,407,529	91,640
合計	5,060,373	5,204,735	144,362

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	1,093,367	1,109,974	16,607
住宅ローン残高	786,433	811,670	25,237
その他ローン残高	306,933	298,303	8,630

(4) 中小企業等貸出金

	前中間会計期間 (百万円、%)(A)	当中間会計期間 (百万円、%)(B)	増減(百万円、%) (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	3,007,859	2,960,493	47,366
中小企業等貸出金比率	70.3	68.2	2.1

(注) 1. 中小企業等貸出金残高は個人ローン残高を含んでいます。

2. 中小企業等貸出比率の分母となる貸出金は、特別国際金融取引勘定分を除いています。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	2	9		
信用状	441	3,766	451	3,075
保証	4,473	67,462	4,019	40,644
計	4,916	71,238	4,470	43,719

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,573	54,573
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	30,635	30,635
	利益剰余金	163,089	173,154
	自己株式()	3,038	3,243
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	1,717	1,716
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	0	0
	新株予約権		31
	連結子法人等の少数株主持分	30,172	30,172
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	30,000	30,000
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			
繰延税金資産の控除金額()			
計 (A)	273,715	283,607	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	30,000	30,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	19,053	19,032
	一般貸倒引当金	20,204	23,892
	負債性資本調達手段等	122,000	102,000
	うち永久劣後債務(注2)	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	112,000	92,000
	計 (B)	161,258	144,925
うち自己資本への算入額 (B)	161,258	143,500	
控除項目	控除項目(注4) (C)	14,484	14,522
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	420,489	412,585
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,288,132	3,205,059
	オフ・バランス取引等項目	195,918	184,421
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,484,050	3,389,481
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	215,870	205,400
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	17,269	16,432
計(E) + (F) (H)	3,699,921	3,594,882	
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100(%)	11.36	11.47	
(参考)Tier 1比率 = (A) / (H) × 100(%)	7.39	7.88	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,573	54,573
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	30,634	30,634
	その他資本剰余金		
	利益準備金	40,153	40,153
	その他利益剰余金	120,564	130,245
	その他	30,172	30,172
	自己株式()	3,016	3,162
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	1,717	1,716
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		31
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	271,364	280,932
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	30,000	30,000
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	30,000	30,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	19,053	19,032
	一般貸倒引当金	20,204	23,892
	負債性資本調達手段等	122,000	102,000
	うち永久劣後債務(注2)	10,000	10,000
うち期限付劣後債務及び 期限付優先株(注3)	112,000	92,000	
計	161,258	144,925	
うち自己資本への算入額 (B)	161,258	143,547	
控除項目	控除項目(注4) (C)	923	918
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	431,700	423,561
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,299,398	3,216,808
	オフ・バランス取引等項目	195,918	184,421
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,495,316	3,401,229
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	211,933	201,233
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	16,954	16,098
計 (E) + (F) (H)	3,707,250	3,602,463	
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100(%)		11.64	11.75
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100(%)		7.31	7.79

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目（Tier 1）に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行会社	Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 但し、平成24年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	3.19%（平成29年1月まで固定） 平成29年1月以降は変動金利
発行総額	300億円（1口当たり 10,000,000円）
払込日	平成18年9月7日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）、但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ul style="list-style-type: none"> （1）当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 （2）当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 （3）当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 （4）当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 （5）当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）、但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、(4)当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	312	247
危険債権	700	621
要管理債権	191	233
正常債権	42,927	43,242

(注) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき、単位未満を四捨五入しております。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	625,266,342	同左	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株。
計	625,266,342	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年6月29日開催の取締役会において決議されたもの

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	3,832個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	383,200株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月29日～平成52年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 327円 資本組入額 164円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合

ロ. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合

ハ. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、又は、当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合

ニ. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において、新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき、合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

ヘ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト. 新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日		625,266		54,573,789		30,634,730

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,761	4.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,735	3.31
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	19,009	3.04
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	17,202	2.75
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	16,687	2.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,915	2.54
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	14,150	2.26
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	12,076	1.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,121	1.77
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	11,095	1.77
計		168,755	26.98

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,761千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,121千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,713,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 3,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 614,428,000	614,428	同上
単元未満株式	普通株式 3,122,342		同上
発行済株式総数	625,266,342		
総株主の議決権		614,428	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が、2個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式896株を含んでおります。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目 3番8号	7,713,000		7,713,000	1.23
(相互保有株式) ひろぎんウツミ屋証券 株式会社(注)	広島市中区立町2番30号	3,000		3,000	0.00
計		7,716,000		7,716,000	1.23

(注) 顧客の一般信用取引に係る本担保株式であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	399	384	363	372	357	362
最低(円)	379	355	345	338	332	332

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	127,998	145,877	151,438
コールローン及び買入手形	21,319	21,601	76,086
買入金銭債権	24,905	13,002	19,374
特定取引資産	48,486	49,558	36,970
金銭の信託	1,285	751	1,180
有価証券	1, 7, 14 1,422,031	1, 7, 14 1,576,978	1, 7, 14 1,537,366
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,290,668	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,340,333	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,354,076
外国為替	6, 7 3,457	6, 7 3,848	6, 7 3,524
その他資産	7 48,691	7 46,172	7 43,842
有形固定資産	9, 10 85,775	9, 10 84,935	9, 10, 11 85,506
無形固定資産	9,066	8,284	8,631
繰延税金資産	46,628	34,828	42,879
支払承諾見返	14 41,238	14 33,719	14 44,190
貸倒引当金	38,810	42,882	39,213
投資損失引当金	475	-	-
資産の部合計	6,132,264	6,317,009	6,365,855
負債の部			
預金	7 5,199,731	7 5,331,242	7 5,438,458
譲渡性預金	185,270	193,218	161,427
コールマネー及び売渡手形	14,884	7 46,705	6,762
債券貸借取引受入担保金	7 65,428	7 47,507	7 88,564
特定取引負債	45,357	46,832	33,899
借入金	12 92,870	7, 12 159,268	7, 12 102,823
外国為替	89	87	300
社債	13 145,000	13 95,000	13 125,000
信託勘定借	196	114	166
その他負債	28,753	30,253	40,802
役員賞与引当金	-	-	41
退職給付引当金	90	92	91
役員退職慰労引当金	819	6	920
睡眠預金払戻損失引当金	922	978	978
ポイント引当金	180	176	108
再評価に係る繰延税金負債	9 18,400	9 18,380	9 18,400
支払承諾	14 41,238	14 33,719	14 44,190
負債の部合計	5,839,233	6,003,586	6,062,936

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	54,573	54,573	54,573
資本剰余金	30,635	30,635	30,635
利益剰余金	163,089	173,154	167,559
自己株式	3,038	3,243	3,182
株主資本合計	245,260	255,120	249,586
その他有価証券評価差額金	4,793	6,436	865
繰延ヘッジ損益	1,550	2,250	1,646
土地再評価差額金	9 23,941	9 23,912	9 23,941
為替換算調整勘定	0	0	0
評価・換算差額等合計	17,597	28,098	23,160
新株予約権	-	31	-
少数株主持分	30,172	30,172	30,172
純資産の部合計	293,030	313,423	302,919
負債及び純資産の部合計	6,132,264	6,317,009	6,365,855

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	67,609	72,394	138,744
資金運用収益	49,929	47,637	98,136
(うち貸出金利息)	40,752	37,711	79,698
(うち有価証券利息配当金)	8,519	9,348	17,154
信託報酬	81	86	179
役務取引等収益	11,385	12,186	24,131
特定取引収益	230	406	581
その他業務収益	5,457	11,281	11,754
その他経常収益	524	795	3,961
経常費用	58,956	59,889	119,524
資金調達費用	8,757	6,720	17,148
(うち預金利息)	5,593	4,005	10,386
役務取引等費用	4,760	4,520	9,642
その他業務費用	2,954	6,577	9,905
営業経費	31,247	30,319	61,767
その他経常費用	11,236	11,751	21,060
経常利益	8,653	12,504	19,220
特別利益	19	3	24
固定資産処分益	-	0	-
償却債権取立益	19	3	24
特別損失	197	126	285
固定資産処分損	126	67	206
減損損失	41	-	48
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	58	-
その他の特別損失	29	-	31
税金等調整前中間純利益	8,475	12,381	18,959
法人税、住民税及び事業税	2,359	215	6,475
法人税等調整額	571	4,577	446
法人税等合計	2,931	4,793	6,922
少数株主損益調整前中間純利益		7,588	
少数株主利益	478	478	957
中間純利益	5,065	7,110	11,079

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	54,573	54,573	54,573
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	54,573	54,573	54,573
資本剰余金			
前期末残高	30,635	30,635	30,635
当中間期変動額			
自己株式の処分	-	-	0
当中間期変動額合計	-	-	0
当中間期末残高	30,635	30,635	30,635
利益剰余金			
前期末残高	160,187	167,559	160,187
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
中間純利益	5,065	7,110	11,079
自己株式の処分	0	0	-
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
当中間期変動額合計	2,902	5,594	7,371
当中間期末残高	163,089	173,154	167,559
自己株式			
前期末残高	3,015	3,182	3,015
当中間期変動額			
自己株式の取得	26	63	202
自己株式の処分	3	2	35
当中間期変動額合計	22	60	167
当中間期末残高	3,038	3,243	3,182
株主資本合計			
前期末残高	242,381	249,586	242,381
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
中間純利益	5,065	7,110	11,079
自己株式の取得	26	63	202
自己株式の処分	3	2	35
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
当中間期変動額合計	2,879	5,534	7,204
当中間期末残高	245,260	255,120	249,586

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	27,897	865	27,897
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23,103	5,570	28,762
当中間期変動額合計	23,103	5,570	28,762
当中間期末残高	4,793	6,436	865
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,654	1,646	1,654
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	103	603	8
当中間期変動額合計	103	603	8
当中間期末残高	1,550	2,250	1,646
土地再評価差額金			
前期末残高	23,941	23,941	23,941
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	28	0
当中間期変動額合計	0	28	0
当中間期末残高	23,941	23,912	23,941
為替換算調整勘定			
前期末残高	0	0	0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	0	0
当中間期変動額合計	0	0	0
当中間期末残高	0	0	0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	5,610	23,160	5,610
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23,207	4,938	28,770
当中間期変動額合計	23,207	4,938	28,770
当中間期末残高	17,597	28,098	23,160
新株予約権			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	31	-
当中間期変動額合計	-	31	-
当中間期末残高	-	31	-
少数株主持分			
前期末残高	30,172	30,172	30,172
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	30,172	30,172	30,172

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	266,943	302,919	266,943
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
中間純利益	5,065	7,110	11,079
自己株式の取得	26	63	202
自己株式の処分	3	2	35
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23,207	4,969	28,770
当中間期変動額合計	26,086	10,504	35,975
当中間期末残高	293,030	313,423	302,919

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	8,475	12,381	18,959
減価償却費	2,373	2,468	4,904
減損損失	41	-	48
持分法による投資損益（は益）	109	8	219
貸倒引当金の増減（）	5,128	3,669	4,725
投資損失引当金の増減額（は減少）	475	-	-
役員賞与引当金の増減額（は減少）	32	41	8
退職給付引当金の増減額（は減少）	0	1	1
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	32	913	68
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	-	-	55
ポイント引当金の増減額（は減少）	85	68	12
資金運用収益	49,929	47,637	98,136
資金調達費用	8,757	6,720	17,148
有価証券関係損益（）	545	1,016	2,952
金銭の信託の運用損益（は運用益）	6	5	12
固定資産処分損益（は益）	126	67	206
特定取引資産の純増（）減	16,320	12,588	4,804
特定取引負債の純増減（）	16,442	12,932	4,984
貸出金の純増（）減	136,639	13,742	73,231
預金の純増減（）	63,095	107,216	175,631
譲渡性預金の純増減（）	35,245	31,791	11,402
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	52,573	56,445	42,621
預け金（日銀預け金を除く）の純増（）減	1,466	1,067	1,498
コールローン等の純増（）減	3,027	60,857	46,208
コールマネー等の純増減（）	52,128	39,942	60,250
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	17,870	41,056	41,006
外国為替（資産）の純増（）減	342	323	275
外国為替（負債）の純増減（）	149	213	61
普通社債発行及び償還による増減（）	-	-	20,000
資金運用による収入	50,925	49,245	99,646
資金調達による支出	8,875	6,543	17,210
その他	4,992	5,817	4,054
小計	38,360	81,689	161,970
法人税等の支払額	6,095	4,014	8,418
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,265	77,674	153,551

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	1,068,608	1,221,283	2,006,526
有価証券の売却による収入	997,646	1,146,620	1,799,044
有価証券の償還による収入	50,369	25,703	93,091
金銭の信託の増加による支出	42	6	31
金銭の信託の減少による収入	2	440	109
有形固定資産の取得による支出	1,703	506	2,776
無形固定資産の取得による支出	1,195	1,015	2,137
有形固定資産の売却による収入	-	21	27
無形固定資産の売却による収入	0	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,531	50,025	119,197
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	10,000	-	10,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	12,000	30,000	12,000
配当金の支払額	2,161	1,543	3,705
少数株主への配当金の支払額	478	478	957
自己株式の取得による支出	26	26	154
自己株式の売却による収入	3	2	8
リース債務の返済による支出	51	47	99
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,715	32,093	6,907
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	48	24
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,999	4,493	27,471
現金及び現金同等物の期首残高	122,527	149,998	122,527
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 126,526	1 145,505	1 149,998

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 ひろぎんビジネスサポート(株) ひろぎんモーゲージサービス(株) しまなみ債権回収(株) ひろぎんウェルスマネジメント(株) Hiroshima Finance (Cayman) Limited Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 6社 ひろぎんウツミ屋証券(株) ひろぎん保証(株) ひろぎんリース(株) ひろぎんオートリース(株) ひろぎんカードサービス(株) ひろしまジンザイサポート(株)</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 5社 ひろぎんウツミ屋証券(株) ひろぎん保証(株) ひろぎんリース(株) ひろぎんオートリース(株) ひろぎんカードサービス(株)</p> <p>なお、ひろしまジンザイサポート(株)は、当行が保有する同社全株式の売却により持分法適用の関連会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 6社 ひろぎんウツミ屋証券(株) ひろぎん保証(株) ひろぎんリース(株) ひろぎんオートリース(株) ひろぎんカードサービス(株) ひろしまジンザイサポート(株)</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社 7月24日 1社 (2) 7月24日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 5社 1月24日 1社 なお、Hiroshima Preferred Capital Cayman Limitedについては、当連結会計年度より決算日を1月24日に変更しておりますが、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 22年~50年 その他 : 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 22年~50年 その他 : 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>同左</p> <p>リース資産</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>リース資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>「注記事項(中間連結貸借対照表関係)4」の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は49,029百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>「注記事項(中間連結貸借対照表関係)4」の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,971百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>「注記事項(中間連結貸借対照表関係)4」の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,512百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>		
			<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度において 全額費用処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度において 全額費用処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。	(11) ポイント引当金の計上基準 同左	(11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	(13) リース取引の処理方法 同左	(13) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は55百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
		<p>(15)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	
	<p>(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(16)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
<p>5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>		<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(持分法に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる当中間連結財務諸表への影響はありません。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は12百万円減少し、税金等調整前中間純利益は70百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は209百万円でありませ</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「買入金銭債権」は1,125百万円減少、「繰延税金資産」は461百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は664百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p>
	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
		<p>(賃貸等不動産関係) 当連結会計年度末から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。 なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式13,590百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,428百万円、延滞債権額は89,331百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,843百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,299百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,902百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式13,604百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,402百万円、延滞債権額は76,880百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,467百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,606百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式13,667百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,394百万円、延滞債権額は79,729百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,580百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,028百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,732百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																		
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28,567百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>296,868百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,857百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,019百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>65,428百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券134,114百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,992百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、41百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,348,276百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,308,888百万円あります。</p>	有価証券	296,868百万円	その他	1,857百万円	資産		預金	3,019百万円	債券貸借		取引受入	65,428百万円	担保金		<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,661百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>364,514百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,261百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネー</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>47,507百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>69,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券163,983百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,797百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、8百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,362,542百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,324,592百万円あります。</p>	有価証券	364,514百万円	その他	19百万円	資産		預金	2,261百万円	コールマ		ネー	20,000百万円	債券貸借		取引受入	47,507百万円	担保金		借入金	69,000百万円	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,520百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>303,029百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,007百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>88,564百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>11,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,472百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,842百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、4百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,337,905百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,298,142百万円あります。</p>	有価証券	303,029百万円	その他	19百万円	資産		預金	3,007百万円	債券貸借		取引受入	88,564百万円	担保金		借入金	11,200百万円
有価証券	296,868百万円																																																			
その他	1,857百万円																																																			
資産																																																				
預金	3,019百万円																																																			
債券貸借																																																				
取引受入	65,428百万円																																																			
担保金																																																				
有価証券	364,514百万円																																																			
その他	19百万円																																																			
資産																																																				
預金	2,261百万円																																																			
コールマ																																																				
ネー	20,000百万円																																																			
債券貸借																																																				
取引受入	47,507百万円																																																			
担保金																																																				
借入金	69,000百万円																																																			
有価証券	303,029百万円																																																			
その他	19百万円																																																			
資産																																																				
預金	3,007百万円																																																			
債券貸借																																																				
取引受入	88,564百万円																																																			
担保金																																																				
借入金	11,200百万円																																																			

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,039百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,673百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,673百万円</p>

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 39,403百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金67,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債65,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は44,392百万円であります。</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 41,072百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金67,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債35,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は45,040百万円であります。</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 40,241百万円</p> <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 12,725百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金67,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債65,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は45,931百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却6,222百万円及び貸倒引当金繰入額2,639百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,134百万円、株式等売却損2,979百万円、株式等償却2,076百万円、貸出金償却847百万円及び貸出債権売却等による損失159百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,128百万円、貸出金償却7,910百万円及び株式等売却損4,371百万円を含んでおります。</p>

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266			625,266	
合計	625,266			625,266	
自己株式					
普通株式	7,311	67	7	7,370	
合計	7,311	67	7	7,370	

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,163	3.5	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,544	利益剰余金	2.5	平成21年 9月30日	平成21年 12月10日

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266			625,266	
合計	625,266			625,266	
自己株式					
普通株式	7,767	169	6	7,930	
合計	7,767	169	6	7,930	

増加は単元未満株式の買取69千株及び持分法適用の関連会社による当行株式の取得100千株によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求6千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的 となる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間		当中間連結 会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権					31		
合計						31		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,544	2.5	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,543	利益剰余金	2.5	平成22年 9月30日	平成22年 12月10日

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266			625,266	
合計	625,266			625,266	
自己株式					
普通株式	7,311	552	95	7,767	
合計	7,311	552	95	7,767	

増加は単元未満株式の買取416千株及び持分法適用の関連会社による当行株式の取得136千株によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求22千株及び持分法適用の関連会社による当行株式の売却73千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,163	3.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,544	2.5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,544	利益剰余金	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																						
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 9月30日)</p> <table> <tr> <td>現金預け金 勘定</td> <td>127,998百万円</td> </tr> <tr> <td>外貨預け金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>471百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td><u>126,526百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金 勘定	127,998百万円	外貨預け金	1,000百万円	その他預け金	471百万円	現金及び 現金同等物	<u>126,526百万円</u>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 9月30日)</p> <table> <tr> <td>現金預け金 勘定</td> <td>145,877百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>372百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td><u>145,505百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金 勘定	145,877百万円	その他預け金	372百万円	現金及び 現金同等物	<u>145,505百万円</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 3月31日)</p> <table> <tr> <td>現金預け金 勘定</td> <td>151,438百万円</td> </tr> <tr> <td>外貨預け金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>439百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td><u>149,998百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金 勘定	151,438百万円	外貨預け金	1,000百万円	その他預け金	439百万円	現金及び 現金同等物	<u>149,998百万円</u>
現金預け金 勘定	127,998百万円																							
外貨預け金	1,000百万円																							
その他預け金	471百万円																							
現金及び 現金同等物	<u>126,526百万円</u>																							
現金預け金 勘定	145,877百万円																							
その他預け金	372百万円																							
現金及び 現金同等物	<u>145,505百万円</u>																							
現金預け金 勘定	151,438百万円																							
外貨預け金	1,000百万円																							
その他預け金	439百万円																							
現金及び 現金同等物	<u>149,998百万円</u>																							

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>																																																																																				
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>54</td> <td>9</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>38</td> <td>7</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>11</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	54	9	64	減価償却累計額相当額	38	7	45	減損損失累計額相当額				中間連結会計期間末残高相当額	16	2	18		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		8	11	19	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	30	9	39	減価償却累計額相当額	19	8	28	減損損失累計額相当額				中間連結会計期間末残高相当額	10	0	10		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		5	6	11	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リース資産減損勘定年度末残高 百万円</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	30	9	39	減価償却累計額相当額	17	8	25	減損損失累計額相当額				年度末残高相当額	13	1	14		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		6	8	15
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	54	9	64																																																																																			
減価償却累計額相当額	38	7	45																																																																																			
減損損失累計額相当額																																																																																						
中間連結会計期間末残高相当額	16	2	18																																																																																			
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
	8	11	19																																																																																			
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	30	9	39																																																																																			
減価償却累計額相当額	19	8	28																																																																																			
減損損失累計額相当額																																																																																						
中間連結会計期間末残高相当額	10	0	10																																																																																			
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
	5	6	11																																																																																			
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	30	9	39																																																																																			
減価償却累計額相当額	17	8	25																																																																																			
減損損失累計額相当額																																																																																						
年度末残高相当額	13	1	14																																																																																			
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
	6	8	15																																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																				
<p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>勘定の取崩額</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	6百万円	リース資産減損	百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円	<p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>勘定の取崩額</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	支払リース料	4百万円	リース資産減損	百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円	<p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>勘定取崩額</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	11百万円	リース資産減損	百万円	勘定取崩額		減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円
支払リース料	6百万円																																					
リース資産減損	百万円																																					
勘定の取崩額																																						
減価償却費相当額	5百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
減損損失	百万円																																					
支払リース料	4百万円																																					
リース資産減損	百万円																																					
勘定の取崩額																																						
減価償却費相当額	3百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
減損損失	百万円																																					
支払リース料	11百万円																																					
リース資産減損	百万円																																					
勘定取崩額																																						
減価償却費相当額	10百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
減損損失	百万円																																					
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr> <tr><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td></tr> </table>	1年内	1年超	合計	(百万円)	(百万円)	(百万円)	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr> <tr><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td></tr> </table>	1年内	1年超	合計	(百万円)	(百万円)	(百万円)	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr> <tr><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td></tr> </table>	1年内	1年超	合計	(百万円)	(百万円)	(百万円)																		
1年内	1年超	合計																																				
(百万円)	(百万円)	(百万円)																																				
1年内	1年超	合計																																				
(百万円)	(百万円)	(百万円)																																				
1年内	1年超	合計																																				
(百万円)	(百万円)	(百万円)																																				

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金預け金	145,877	145,877	
(2) コールローン及び買入手形	21,601	21,601	
(3) 買入金銭債権	13,002	13,002	
(4) 特定取引資産 (* 2)			
売買目的有価証券	881	881	
(5) 金銭の信託	751	752	1
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券			
その他有価証券	1,556,857	1,556,857	
(7) 貸出金	4,340,333		
貸倒引当金 (* 1)	41,226		
	4,299,106	4,397,413	98,306
資産計	6,038,078	6,136,386	98,307
負債			
(1) 預金	5,331,242	5,337,510	6,268
(2) 譲渡性預金	193,218	193,278	59
(3) コールマネー及び売渡手形	46,705	46,705	
(4) 債券貸借取引受入担保金	47,507	47,507	
(5) 借入金	159,268	163,645	4,377
(6) 社債	95,000	98,770	3,770
負債計	5,872,943	5,887,418	14,475
デリバティブ取引 (* 1) (* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,355	1,355	
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,368)	(3,368)	
デリバティブ取引計	(2,012)	(2,012)	

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブ取引に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

(* 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金から構成されており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は10,257百万円増加、「繰延税金資産」は4,205百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は6,051百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*)金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価(デリバティブ取引関係)参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（* 1）（* 2）	20,120
クレジット・デフォルト・スワップ（* 3）	
合計	20,120

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(* 3) 一部のクレジット・デフォルト・スワップについては、市場価格がなく、かつ、合理的に算定された価額の入手も極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及び当行グループ（以下、「当行」という。）は、ローン事業及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うために、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行業における預金調達に加えて、社債による資金調達等も行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行では有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマースナル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があります。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で金利スワップを行い、ヘッジ手段に係る損益を繰り延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。また、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期貸出金に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクのことであります。

当行では、個別と信管理の運営にあたって、審査体制を充実・強化し、企業の信用力の適切な把握に努めております。また、貸出案件の採り上げにあたっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、慎重な検討を行うとともに、営業店が採り上げる主要な貸出案件については、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行っております。

また、貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。

さらに、信用格付制度の運営と並行して、每期行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。

市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことであります。

当行では、ALMの充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

さらに、トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、綿密な資金計画に基づくポジション管理により、資金調達可能額に対して常に余裕を持った資金繰り運営を行っております。また、厳格な資金繰り運営を行うために、毎期、市場調達額が過大とならないように一定の制限を設けるとともに、資金繰り状況に応じた対応を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資 産			
(1) 現金預け金	151,438	151,438	
(2) コールローン及び買入手形	76,086	76,086	
(3) 買入金銭債権	19,374	19,374	
(4) 特定取引資産（* 2）			
売買目的有価証券	1,107	1,107	
(5) 金銭の信託	1,180	1,184	4
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券			
その他有価証券	1,516,999	1,516,999	
(7) 貸出金	4,354,076		
貸倒引当金（* 1）	38,071		
	4,316,004	4,344,423	28,418
資産計	6,082,192	6,110,615	28,423
負 債			
(1) 預金	5,438,458	5,446,487	8,029
(2) 譲渡性預金	161,427	161,515	87
(3) コールマネー及び売渡手形	6,762	6,762	
(4) 債券貸借取引受入担保金	88,564	88,564	
(5) 借入金	102,823	105,069	2,246
(6) 社債	125,000	127,670	2,670
負債計	5,923,036	5,936,070	13,033
デリバティブ取引（* 1）（* 3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,697	1,697	
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,506)	(2,506)	
デリバティブ取引計	(809)	(809)	

（* 1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（* 2） 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（* 3） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金から構成されており、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は11,854百万円増加、「繰延税金資産」は4,860百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は6,994百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*)金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価(デリバティブ取引関係)参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（* 1）（* 2）	20,367
クレジット・デフォルト・スワップ（* 3）	
合計	20,367

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。

(* 3) 一部のクレジット・デフォルト・スワップについては、市場価格がなく、かつ、合理的に算定された価額の入手も極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	76,262					
コールローン 及び買入手形	76,086					
買入金銭債権	2,808	4,045	7,789	1,646		4,211
金銭の信託	1,034					
有価証券	27,253	106,514	180,767	281,808	619,885	140,876
満期保有目的の債券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	27,253	106,514	180,767	281,808	619,885	140,876
うち国債	2,500	4,500	117,000	194,850	527,000	48,000
地方債	2,457	6,041	8,265	38,667	49,448	
社債	11,246	39,136	22,306	5,703	8,000	5,509
その他	11,049	56,836	33,195	42,587	35,437	87,367
貸出金（*）	449,111	608,092	574,313	309,110	415,031	1,302,583
合計	632,556	718,651	762,870	592,565	1,034,917	1,447,671

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない185,123百万円、期間の定めのないもの610,710百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	4,825,483	394,165	215,800	1,759	1,249	
譲渡性預金	161,262	165				
コールマネー 及び売渡手形	6,762					
債券貸借取引受入担保金	88,564					
借入金	14,980	5,697	3,546	19,421	46,182	12,995
社債	30,000		40,000	15,000	30,000	10,000
合計	5,127,054	400,027	259,346	36,180	77,431	22,995

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
 - 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。
1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日)
満期保有目的の債券で時価のあるものについては、該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	97,865	99,532	1,667
債券	1,005,144	1,018,763	13,619
国債	831,758	844,543	12,784
地方債	82,772	84,096	1,324
社債	90,613	90,124	489
その他	306,465	283,007	23,458
合計	1,409,475	1,401,303	8,171

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、203百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」については、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は13,826百万円増加、「繰延税金資産」は5,668百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は8,157百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	40,831
非上場株式	6,686
事業債	450
譲渡性預け金	11,290
買入金銭債権	22,405

当中間連結会計期間

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
 - 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 1 . 満期保有目的の債券(平成22年9月30日)
満期保有目的の債券については、該当ありません。
 - 2 . その他有価証券(平成22年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	44,466	33,495	10,970
	債券	1,217,893	1,184,523	33,369
	国債	991,340	964,418	26,922
	地方債	131,880	127,426	4,453
	社債	94,672	92,678	1,993
	その他	139,890	135,665	4,225
	小計	1,402,250	1,353,685	48,565
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	34,955	51,771	16,816
	債券	16,578	16,872	294
	国債			
	地方債			
	社債	16,578	16,872	294
	その他	123,405	143,975	20,569
小計	174,940	212,619	37,679	
合計		1,577,190	1,566,304	10,885

3 . 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,767百万円（うち、株式2,071百万円、債券696百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

前連結会計年度

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載していません。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	6

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

満期保有目的の債券については、該当ありません。

3. その他有価証券(平成22年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	57,691	38,368	19,323
	債券	780,776	767,825	12,951
	国債	629,286	618,507	10,779
	地方債	87,850	86,514	1,335
	社債	63,639	62,803	836
	その他	120,055	116,806	3,248
	小計	958,523	922,999	35,523
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	40,295	52,152	11,856
	債券	337,459	338,744	1,285
	国債	287,958	288,739	781
	地方債	20,255	20,342	86
	社債	29,245	29,661	416
	その他	208,258	229,200	20,942
	小計	586,012	620,096	34,083
合計		1,544,536	1,543,096	1,439

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券については、該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12,316	950	2,159
債券	1,624,860	7,904	1,974
国債	1,508,759	6,952	1,956
地方債	72,336	842	
社債	43,764	109	18
その他	159,198	1,403	6,691
合計	1,796,375	10,258	10,825

6. 保有目的を変更した有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

保有目的を変更した有価証券については、該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,329百万円（うち、株式147百万円、債券192百万円、買入金銭債権1,989百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	1,129	1,129	

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	156	156	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)	うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	595	596	1	1	

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	156	156			

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日）

運用目的の金銭の信託については、該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	1,034	1,038	4	4	

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	146	146			

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[前へ](#) [次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,171
その他有価証券	8,171
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	1,826
(-)繰延税金負債	1,529
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,815
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	22
その他有価証券評価差額金	4,793

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,885
その他有価証券	10,885
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	1,170
(-)繰延税金負債	3,286
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,428
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	6,436

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,439
その他有価証券	1,439
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	1,560
(-)繰延税金負債	976
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	854
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	10
その他有価証券評価差額金	865

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	334,707	1,074	1,074
	金利オプション			
	その他	251,191	0	727
合計			1,074	1,802

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	2,455,158	7,664	7,664
	為替予約	23,478	52	52
	通貨オプション	33,993	0	48
	その他			
合計			7,716	7,764

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日)

株式関連取引については、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日)

債券関連取引については、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日)

商品関連取引については、該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	2,844	884	884
	その他	12,000	247	247
合計			636	636

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物 売建 買建				
	金利オプション 売建 買建				
店頭	金利先渡契約 売建 買建				
	金利スワップ 受取固定・支払変動	148,762	115,660	5,172	5,172
	受取変動・支払固定	148,624	115,647	4,297	4,297
	受取変動・支払変動	12,306	11,906	124	124
	金利オプション 売建 買建				
	その他 売建	153,023	400	280	408
	買建	152,963	400	280	248
	合計			999	1,656

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,342,654	2,043,140	845	7,662
	売建	10,797	2,870	566	566
	買建	9,208	2,870	447	447
	通貨オプション				
	売建	20,527	3,017	1,388	430
	買建	20,527	3,017	1,388	1,170
	その他 売建 買建				
	合計			964	8,521

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日)

株式関連取引につきましては、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日)

債券関連取引につきましては、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日)

商品関連取引につきましては、該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション 売建 買建	235		5	5
	その他 売建 買建				
	合計			5	5

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、その他有価証券(債券)	62,095	62,095	3,437
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	183,991	181,491	(注) 3
	受取変動・支払変動		4,994	4,994	
	その他 買建	貸出金	1,000	1,000	
	合計				3,437

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24条)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	10,980		69
	合計				69

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25条)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定してあります。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日)

株式関連取引につきましては、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日)

債券関連取引につきましては、該当ありません。

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	164,498	112,704	3,992	3,992
	受取変動・支払固定	164,316	112,682	3,137	3,137
	受取変動・支払変動	12,733	12,533	141	141
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建	129,300	700	387	366	
買建	129,239	700	387	354	
	合計			996	1,718

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,544,584	2,237,570	967	7,772
	売建	28,132	468	429	429
	買建	27,540	459	484	484
	通貨オプション				
	売建	18,455	1,395	534	93
	買建	18,455	1,395	534	409
	その他 売建 買建				
	合計			1,022	8,330

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日)

株式関連取引につきましては、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日)

債券関連取引につきましては、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日)

商品関連取引につきましては、該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建				
	買建	396	190	9	9
	その他				
	売建	12,000		30	30
	買建				
	合計			21	21

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)	60,964	60,964	2,381
	受取変動・支払固定				
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金	156,402	153,652	(注) 3
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動	4,994	4,994		
	その他 買建	貸出金	1,000	1,000	
	合計				2,381

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24条)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約	外貨建の貸出金	6,318		125
	合計				125

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25条)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定してあります。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日)

株式関連取引につきましては、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日)

債券関連取引につきましては、該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

ストック・オプション等については、該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 31百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 383,200株
付与日	平成22年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成22年7月29日 ~ 平成52年7月28日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	326円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ストック・オプション等については、該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間(平成22年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	209百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	2百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>211百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	6,234
連結経常収益	67,609
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	9.2

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	12,360
連結経常収益	138,744
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.9

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引 業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	37,711	20,080	12,186	2,416	72,394

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	425.40	458.77	441.69
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	8.19	11.51	17.93
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円		11.51	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	293,030	313,423	302,919
純資産の部の合計額から控 除する金額	百万円	30,172	30,204	30,172
うち新株予約権	百万円		31	
うち少数株主持分	百万円	30,172	30,172	30,172
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額	百万円	262,857	283,219	272,746
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数	千株	617,895	617,335	617,498

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	5,065	7,110	11,079
普通株主に 帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	5,065	7,110	11,079
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	617,931	617,378	617,829
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円			
普通株式増加数	千株		27	
うち新株予約権	千株		27	
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利 益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
経常収益	34,103	36,991
資金運用収益	24,561	23,464
(うち貸出金利息)	20,278	18,766
(うち有価証券利息配当金)	3,905	4,415
信託報酬	49	46
役務取引等収益	5,750	6,110
特定取引収益	158	279
その他業務収益	3,347	7,005
その他経常収益	235	84
経常費用	30,950	32,722
資金調達費用	4,300	3,283
(うち預金利息)	2,727	1,952
役務取引等費用	2,508	2,373
その他業務費用	1,517	5,790
営業経費	15,365	14,833
その他経常費用	¹ 7,258	¹ 6,441
経常利益	3,152	4,268
特別利益	14	3
特別損失	148	55
税金等調整前四半期純利益	3,018	4,216
法人税、住民税及び事業税	1,534	548
法人税等調整額	354	2,335
法人税等合計	1,179	1,787
少数株主損益調整前四半期純利益		2,428
少数株主利益	239	239
四半期純利益	1,599	2,189

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,865百万円及び貸出金償却677百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,173百万円、株式等償却1,151百万円、株式等売却損886百万円、貸出金償却847百万円及び貸出債権売却等による損失91百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成21年9月30日)				当中間会計期間 (平成22年9月30日)				前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)			
資産の部												
現金預け金	127,998				145,877				151,438			
コールローン	21,319				21,601				76,086			
買入金銭債権	24,905				13,002				19,374			
特定取引資産	48,486				49,558				36,970			
金銭の信託	1,285				751				1,180			
有価証券	1, 7, 14	1,422,401			1, 7, 14	1,577,328			1, 7, 14	1,537,660		
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8	4,290,668			2, 3, 4, 5, 6, 8	4,340,333			2, 3, 4, 5, 6, 8	4,354,076		
外国為替	6, 7	3,457			6, 7	3,848			6, 7	3,524		
その他資産	7	47,624			7	45,400			7	43,173		
有形固定資産	9, 10	85,762			9, 10	84,924			9, 10, 11	85,494		
無形固定資産	9,050				8,268				8,615			
繰延税金資産	46,535				34,728				42,781			
支払承諾見返	14	71,238			14	43,719			14	74,190		
貸倒引当金	38,787				42,839				39,169			
投資損失引当金	475				-				-			
資産の部合計	6,161,469				6,326,503				6,395,397			
負債の部												
預金	7	5,200,767			7	5,332,896			7	5,440,059		
譲渡性預金	185,435				193,383				161,582			
コールマネー	14,884				46,705				6,762			
債券貸借取引受入担保金	7	65,428			7	47,507			7	88,564		
特定取引負債	45,357				46,832				33,899			
借入金	12	153,570			7, 12	199,968			7, 12	163,523		
外国為替	89				87				300			
社債	13	115,000			13	85,000			13	95,000		
信託勘定借	196				114				166			
その他負債	28,714				30,206				40,779			
未払法人税等	2,452				432				4,222			
リース債務	1,338				1,259				1,307			
資産除去債務	-				211				-			
その他の負債	24,923				28,302				35,249			
役員賞与引当金	-				-				41			
役員退職慰労引当金	815				-				915			
睡眠預金払戻損失引当金	922				978				978			
ポイント引当金	180				176				108			
再評価に係る繰延税金負債	9	18,400			9	18,380			9	18,400		
支払承諾	14	71,238			14	43,719			14	74,190		
負債の部合計	5,901,001				6,045,959				6,125,273			

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成21年9月30日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	54,573	54,573	54,573
資本剰余金	30,634	30,634	30,634
資本準備金	30,634	30,634	30,634
利益剰余金	160,700	170,375	164,904
利益準備金	40,153	40,153	40,153
その他利益剰余金	120,547	130,222	124,751
別途積立金	113,604	121,604	113,604
繰越利益剰余金	6,943	8,618	11,147
自己株式	3,016	3,162	3,138
株主資本合計	242,892	252,422	246,974
その他有価証券評価差額金	4,815	6,428	854
繰延ヘッジ損益	1,550	2,250	1,646
土地再評価差額金	9 23,941	9 23,912	9 23,941
評価・換算差額等合計	17,575	28,090	23,150
新株予約権	-	31	-
純資産の部合計	260,468	280,544	270,124
負債及び純資産の部合計	6,161,469	6,326,503	6,395,397

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	66,977	72,010	137,245
資金運用収益	49,931	47,639	98,138
(うち貸出金利息)	40,752	37,711	79,698
(うち有価証券利息配当金)	8,521	9,350	17,156
信託報酬	81	86	179
役務取引等収益	10,860	11,784	22,849
特定取引収益	230	406	581
その他業務収益	5,457	11,281	11,754
その他経常収益	414	811	3,741
経常費用	59,130	60,204	119,682
資金調達費用	9,270	7,215	18,174
(うち預金利息)	5,593	4,006	10,386
役務取引等費用	4,430	4,419	8,867
その他業務費用	2,954	6,577	9,905
営業経費	1 31,247	1 30,243	61,748
その他経常費用	2 11,227	2 11,747	2 20,987
経常利益	7,846	11,806	17,562
特別利益	19	3	24
特別損失	197	126	285
税引前中間純利益	7,668	11,683	17,300
法人税、住民税及び事業税	2,274	116	6,277
法人税等調整額	567	4,579	447
法人税等合計	2,842	4,696	6,724
中間純利益	4,826	6,987	10,575

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	54,573	54,573	54,573
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	54,573	54,573	54,573
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	30,634	30,634	30,634
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	30,634	30,634	30,634
資本剰余金合計			
前期末残高	30,634	30,634	30,634
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	30,634	30,634	30,634
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	40,153	40,153	40,153
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	40,153	40,153	40,153
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	109,604	113,604	109,604
当中間期変動額			
別途積立金の積立	4,000	8,000	4,000
当中間期変動額合計	4,000	8,000	4,000
当中間期末残高	113,604	121,604	113,604
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,280	11,147	8,280
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
別途積立金の積立	4,000	8,000	4,000
中間純利益	4,826	6,987	10,575
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
当中間期変動額合計	1,336	2,528	2,867
当中間期末残高	6,943	8,618	11,147
利益剰余金合計			
前期末残高	158,037	164,904	158,037
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
別途積立金の積立	-	-	-
中間純利益	4,826	6,987	10,575
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
当中間期変動額合計	2,663	5,471	6,867
当中間期末残高	160,700	170,375	164,904

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
自己株式			
前期末残高	2,993	3,138	2,993
当中間期変動額			
自己株式の取得	26	26	154
自己株式の処分	3	2	9
当中間期変動額合計	22	23	145
当中間期末残高	3,016	3,162	3,138
株主資本合計			
前期末残高	240,252	246,974	240,252
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
中間純利益	4,826	6,987	10,575
自己株式の取得	26	26	154
自己株式の処分	3	2	8
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
当中間期変動額合計	2,640	5,448	6,721
当中間期末残高	242,892	252,422	246,974
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	27,902	854	27,902
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	23,087	5,573	28,757
当中間期変動額合計	23,087	5,573	28,757
当中間期末残高	4,815	6,428	854
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,654	1,646	1,654
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	103	603	8
当中間期変動額合計	103	603	8
当中間期末残高	1,550	2,250	1,646
土地再評価差額金			
前期末残高	23,941	23,941	23,941
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	28	0
当中間期変動額合計	0	28	0
当中間期末残高	23,941	23,912	23,941
評価・換算差額等合計			
前期末残高	5,615	23,150	5,615
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	23,191	4,940	28,765
当中間期変動額合計	23,191	4,940	28,765
当中間期末残高	17,575	28,090	23,150
新株予約権			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	31	-
当中間期変動額合計	-	31	-
当中間期末残高	-	31	-

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	234,636	270,124	234,636
当中間期変動額			
剰余金の配当	2,163	1,544	3,707
中間純利益	4,826	6,987	10,575
自己株式の取得	26	26	154
自己株式の処分	3	2	8
土地再評価差額金の取崩	0	28	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23,191	4,972	28,765
当中間期変動額合計	25,831	10,420	35,487
当中間期末残高	260,468	280,544	270,124

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。	(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。	(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 22~50年 その他 : 3~20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 22~50年 その他 : 3~20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上し ております。 破産、特別清算等法的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という。)に係る債 権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実 質破綻先」という。)に係 る債権については、以下 のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価 額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、 その残額を計上しており ます。 また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 に係る債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額 を計上しております。 「注記事項(中間貸借 対照表関係)4」の貸出 条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。 上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上し ております。 破産、特別清算等法的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という。)に係る債 権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実 質破綻先」という。)に係 る債権については、以下 のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価 額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、 その残額を計上しており ます。 また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 に係る債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額 を計上しております。 「注記事項(中間貸借 対照表関係)4」の貸出 条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。 上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上し ております。 破産、特別清算等法的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という。)に係る債 権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実 質破綻先」という。)に係 る債権については、以下 のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価 額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、 その残額を計上しており ます。 また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 に係る債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額 を計上しております。 「注記事項(中間貸借 対照表関係)4」の貸出 条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。 上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は49,029百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,971百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,512百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。		
			(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度において全額費用処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度において全額費用処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
			(会計方針の変更) 当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。		(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(7) ポイント引当金 ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。	(7) ポイント引当金 同左	(7) ポイント引当金 ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は55百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
10. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は12百万円減少し、税引前中間純利益は70百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は209百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「買入金銭債権」は1,125百万円減少、「繰延税金資産」は461百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は664百万円減少しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は13,826百万円増加、「繰延税金資産」は5,668百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は8,157百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は10,257百万円増加、「繰延税金資産」は4,205百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は6,051百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は11,854百万円増加、「繰延税金資産」は4,860百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は6,994百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成21年9月30日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)	前事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 13,961百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,428百万円、延滞債権額は89,331百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,843百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,299百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,902百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 13,954百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,402百万円、延滞債権額は76,880百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,467百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,606百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 13,961百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,394百万円、延滞債権額は79,729百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,580百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,028百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,732百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間 (平成21年9月30日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)	前事業年度 (平成22年3月31日)																																																		
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28,567百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>296,868百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,857百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,019百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>65,428百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券134,114百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は2,969百万円であります。なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、41百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,348,276百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,308,888百万円あります。</p>	有価証券	296,868百万円	その他	1,857百万円	資産		預金	3,019百万円	債券貸借		取引受入	65,428百万円	担保金		<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,661百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>364,514百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,261百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマ</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>ネー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>47,507百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>69,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券163,983百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は2,774百万円であります。なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、8百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,362,542百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,324,592百万円あります。</p>	有価証券	364,514百万円	その他	19百万円	資産		預金	2,261百万円	コールマ	20,000百万円	ネー		債券貸借		取引受入	47,507百万円	担保金		借入金	69,000百万円	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,520百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>303,029百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,007百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>88,564百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>11,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,472百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は2,819百万円あります。なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、4百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,337,905百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,298,142百万円あります。</p>	有価証券	303,029百万円	その他	19百万円	資産		預金	3,007百万円	債券貸借		取引受入	88,564百万円	担保金		借入金	11,200百万円
有価証券	296,868百万円																																																			
その他	1,857百万円																																																			
資産																																																				
預金	3,019百万円																																																			
債券貸借																																																				
取引受入	65,428百万円																																																			
担保金																																																				
有価証券	364,514百万円																																																			
その他	19百万円																																																			
資産																																																				
預金	2,261百万円																																																			
コールマ	20,000百万円																																																			
ネー																																																				
債券貸借																																																				
取引受入	47,507百万円																																																			
担保金																																																				
借入金	69,000百万円																																																			
有価証券	303,029百万円																																																			
その他	19百万円																																																			
資産																																																				
預金	3,007百万円																																																			
債券貸借																																																				
取引受入	88,564百万円																																																			
担保金																																																				
借入金	11,200百万円																																																			

前中間会計期間 (平成21年9月30日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)	前事業年度 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,039百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,673百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,673百万円</p>

前中間会計期間 (平成21年9月30日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)	前事業年度 (平成22年3月31日)
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 39,389百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金127,700百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債35,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は44,392百万円であります。</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 41,057百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金107,700百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債25,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は45,040百万円であります。</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 40,226百万円</p> <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 12,725百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金127,700百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債35,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は45,931百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,060百万円 無形固定資産 1,309百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却6,222百万円及び貸倒引当金繰入額2,630百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,140百万円 無形固定資産 1,324百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,132百万円、株式等売却損2,979百万円、株式等償却2,076百万円、貸出金償却847百万円及び貸出債権売却等による損失159百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、貸出金償却7,910百万円、貸倒引当金繰入額6,097百万円、株式等売却損4,371百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失978百万円及び貸出債権売却等による損失616百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7,257	67	7	7,316	
合計	7,257	67	7	7,316	

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7,651	69	6	7,713	
合計	7,651	69	6	7,713	

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7,257	416	22	7,651	
合計	7,257	416	22	7,651	

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																																																																		
<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>																																																																																																																		
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形 固定 資産 (百万円)</th> <th>無形 固定 資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>30</td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>25</td> <td></td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		有形 固定 資産 (百万円)	無形 固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	30		30	減価償却累計額相当額	25		25	減損損失累計額相当額				中間会計期間末残高相当額	5		5		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		1	3	5	支払リース料	3百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	2百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形 固定 資産 (百万円)</th> <th>無形 固定 資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		有形 固定 資産 (百万円)	無形 固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	5		5	減価償却累計額相当額	2		2	減損損失累計額相当額				中間会計期間末残高相当額	3		3		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		0	2	3	支払リース料	0百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	0百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形 固定 資産 (百万円)</th> <th>無形 固定 資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		有形 固定 資産 (百万円)	無形 固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	5		5	減価償却累計額相当額	1		1	減損損失累計額相当額				期末残高相当額	3		3		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		0	3	3	支払リース料	4百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	百万円
	有形 固定 資産 (百万円)	無形 固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																	
取得価額相当額	30		30																																																																																																																	
減価償却累計額相当額	25		25																																																																																																																	
減損損失累計額相当額																																																																																																																				
中間会計期間末残高相当額	5		5																																																																																																																	
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																	
	1	3	5																																																																																																																	
支払リース料	3百万円																																																																																																																			
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	2百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																																																																			
減損損失	百万円																																																																																																																			
	有形 固定 資産 (百万円)	無形 固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																	
取得価額相当額	5		5																																																																																																																	
減価償却累計額相当額	2		2																																																																																																																	
減損損失累計額相当額																																																																																																																				
中間会計期間末残高相当額	3		3																																																																																																																	
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																	
	0	2	3																																																																																																																	
支払リース料	0百万円																																																																																																																			
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	0百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																																																																			
減損損失	百万円																																																																																																																			
	有形 固定 資産 (百万円)	無形 固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																	
取得価額相当額	5		5																																																																																																																	
減価償却累計額相当額	1		1																																																																																																																	
減損損失累計額相当額																																																																																																																				
期末残高相当額	3		3																																																																																																																	
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																	
	0	3	3																																																																																																																	
支払リース料	4百万円																																																																																																																			
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	3百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																																																																			
減損損失	百万円																																																																																																																			

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 同左	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 1年超 合計 (百万円) (百万円) (百万円)	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 1年超 合計 (百万円) (百万円) (百万円)	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 1年超 合計 (百万円) (百万円) (百万円)

(有価証券関係)

前中間会計期間(平成21年 9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、該当ありません。

当中間会計期間(平成22年 9月30日)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,309
関連会社株式	12,645
合計	13,954

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

前事業年度(平成22年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,309
関連会社株式	12,652
合計	13,961

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(平成22年9月30日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	209百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	2百万円
当中間会計期間末残高	<u>211百万円</u>

(注) 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第100期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 1,543百万円
1株当たりの中間配当金 2円50銭

信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間 (平成21年9月30日)		当中間会計期間 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	50,168	97.86	38,661	97.43	41,767	97.50
有形固定資産	903	1.76	903	2.28	903	2.11
銀行勘定貸	196	0.38	114	0.29	166	0.39
現金預け金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	51,268	100.00	39,679	100.00	42,837	100.00

負債						
科目	前中間会計期間 (平成21年9月30日)		当中間会計期間 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	50,266	98.05	38,681	97.48	41,833	97.66
包括信託	1,001	1.95	998	2.52	1,003	2.34
合計	51,268	100.00	39,679	100.00	42,837	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間 百万円、当中間会計期間 百万円、前事業年度 百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 築地 新豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月12日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河合 聡一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 築地 新豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月12日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河合 聡一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。